

○土浦市外の一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要項

平成24年6月4日告示第120号

(目的)

第1条 この要綱は、他の市町村（以下「排出自治体」という。）が市内に所在する一般廃棄物処理施設へ一般廃棄物を搬入することに対して、事前協議に関する必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の適正処理を促進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 排出自治体は、市内に所在する一般廃棄物処理施設へ一般廃棄物を搬入しようとするときは、一般廃棄物搬入（新規・継続）事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を市長に提出し、事前協議を行わなければならない。

2 事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 排出自治体の一般廃棄物処理計画

(2) 搬入する一般廃棄物に関する事業計画（一般廃棄物の性状、排出計画、収集運搬計画、搬入経路、処分計画等が記載されているもの）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 排出自治体は、事前協議が終了したのち、事前協議書の記載事項に変更が生じたときは、一般廃棄物搬入変更協議書（様式第2号）を市長に提出し、再度協議を行わなければならない。

(事前協議の審査基準)

第4条 市長は、前条第1項の事前協議書が提出され、事前協議があったときは、次に掲げる基準により審査を行うものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に規定する一般廃棄物の処分又は再生に掲げる委託基準を満たすと客観的に認められる根拠があること。

(2) 排出自治体の一般廃棄物の運搬を受託する者は、本市において法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を有していること。

(3) 市の一般廃棄物処理計画に適合していること。

(4) 生活環境の保全に支障が生じないことが判断できること。

(通知等)

第5条 市長は、前条の規定による審査を行い、事前協議が適当と認めるときは、一般廃棄物搬入承諾通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により当該事前協議のあった自治体の長に対して、速やかに通知しなければならない。

2 通知書の有効期間は1年以内とし、かつ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度の範囲内とする。

(実績報告)

第6条 排出自治体は、搬入終了後30日以内に、一般廃棄物搬入実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。